

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 伊藤 進 様		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
あて名 〒160-0023 日本国東京都新宿区西新宿七丁目4番4号 武蔵ビル		発送日 (日.月.年) 04.09.2007	
出願人又は代理人 の書類記号 07P00194		今後の手続きについては、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/J P 2007/061759	国際出願日 (日.月.年) 11.06.2007	優先日 (日.月.年) 12.06.2006	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. A61B8/12(2006.01)i			
出願人 (氏名又は名称) オリンパスメディカルシステムズ株式会社			

1. この見解書は次の内容を含む。 <input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎 <input type="checkbox"/> 第II欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 <input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明 <input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の不備 <input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願に対する意見
2. 今後の手続き 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。 この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から22月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。 さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。
3. さらなる詳細は、様式PCT/ISA/220の備考を参照すること。

見解書を作成した日 27.08.2007			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/J P) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	特許庁審査官 (権限のある職員) 右高 孝幸 電話番号 03-3581-1101 内線 3292	2Q	9808

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

出願時の言語による国際出願

出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文
(PCT規則12.3(a)及び23.1(b))

2. この国際出願で開示されかつ請求の範囲に係る発明に不可欠なヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下に基づき見解書を作成した。

a. タイプ 配列表

配列表に関連するテーブル

b. フォーマット 紙形式

電子形式

c. 提出時期 出願時の国際出願に含まれていたもの

この国際出願と共に電子形式により提出されたもの

出願後に、調査のために、この国際調査機関に提出されたもの

3. さらに、配列表又は配列表に関連するテーブルを提出した場合に、出願後に提出した配列若しくは追加して提出した配列が出願時に提出した配列と同一である旨、又は、出願時の開示を超える事項を含まない旨の陳述書の提出があった。

4. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求の範囲	1 - 4	有
	請求の範囲		無
進歩性 (IS)	請求の範囲	2	有
	請求の範囲	1, 3, 4	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求の範囲	1 - 4	有
	請求の範囲		無

2. 文献及び説明

文献1 : JP 1-136500 A
 文献2 : JP 62-48900 A
 文献3 : JP 2001-87265 A & US 6461304 B1

<請求の範囲1>

文献1の2頁左下欄8行目-3頁左上欄13行目、図1(a)参照。

この文献1における「第1のフレキシブル基板20」、「第2のフレキシブル基板23」、「端子領域22」、「導電路21」、「導電路25」は、請求の範囲1における「超音波振動子用プリント基板」、「信号パターン方向変換プリント基板」、「第2の電極群」、「第1の信号パターン群」、「第2の信号パターン群」に、それぞれ相当する。

(1)すると、請求の範囲1に記載された発明は、第2の電極群の配列方向が超音波振動子用プリント基板の長手軸方向に相当するのに対し、引例1ではその逆である点で、両者は相違する。

しかし、引例1においても、素子の数を減らすなどすれば、超音波振動子用プリント基板の長短関係が逆転することは明らかであるから、プリント基板においてアレイ方向とそれに直交する方向のいずれが長いか自体は、重要なことではない。

さらに、アレイ方向と直交する方向に超音波振動子用プリント基板を長く引き出すことは、文献2(図1)に記載されているように公知である。

(2)また、引例1の図1(a)を参照すると、導電路25は、アレイ方向と直交する方向へ一度曲折される点で、請求の範囲1に記載された発明と相違しないが、さらにアレイ方向へ曲折される。この2度の曲折について検討する。

引例1においては、アレイ方向へ信号パターンを引き出そうとしているため、上記の通り2度の曲折という構成を採用しているが、アレイ方向と直交する方向へ信号パターンを引き出すことは、文献2に記載されている。

(補充欄へ続く)

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

よって、文献 1 に記載された発明においても、文献 2 のように、アレイ方向と直交する方向へ信号パターンを引き出す構成を採用することは、当業者にとって自明なことである。

以上より、文献 1 に記載された発明に基づいて、またはこれに文献 2 に記載された技術を付加して、請求の範囲 1 に記載された発明を構成することは、当業者にとって自明なことである。

< 請求の範囲 2 >

請求の範囲 2 に記載された発明は、国際調査報告書に提示されたいずれの文献にも記載されておらず、また、その記載から当業者にとって自明なものでもない。

< 請求の範囲 3 >

超音波振動子を凸型の円弧状に配列することは、例えば文献 2 (図 1) に記載されているように周知技術であるから、これを文献 1 に記載された発明に採用することは、当業者にとって自明なことである。

< 請求の範囲 4 >

超音波探触子を内視鏡の挿入部先端に備えることは、例えば文献 3 (図 2) に記載されているように周知技術である。